

(平成21年12月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

山梨厚生年金 事案 212

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで
給与所得は平成 6 年からずっと変わっていないにもかかわらず、9 年 10 月から 12 年 9 月までの 3 年間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前後の期間より約 20 万円少なくなっており納得できない。申立期間の標準報酬月額を給料相当額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、平成 11 年 2 月 3 日に、申立期間のうち 9 年 10 月から 11 年 1 月までの期間について、さかのぼって 41 万円に減額訂正され、また、同年 11 月 11 日に、申立期間のうち同年 10 月について、41 万円に減額訂正されていることが確認できる上、当該期間において、同社の代表取締役及び他の取締役についても、標準報酬月額が同様にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、元同僚は「申立人は取締役（B 部長）であったが、担当は C 業務が専門であり、経理や社会保険関係の業務とは無縁だった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

さらに、社会保険事務所の職員及び A 社の元経理担当社員の証言並びに D 厚生年金基金の資料から、申立期間当時、同社において厚生年金保険料の滞納があり、その処理を巡って上記社会保険事務所職員と同社代表取締役との間で数回にわたって話し合いが行われた状況が確認できることから、申立人の標準報酬月額の減額訂正については、両者の関与により行われたものと推認

される。

これらを総合的に判断すると、平成11年2月3日付け及び同年11月11日付けで行われた^{そきゆう}遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゆう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで

私は、ねんきん定期便を見て申立期間の標準報酬月額が 41 万円になっていることを知った。平成 4 年ころから会社の経営内容が悪くなり、9 年ころから特に悪化したが、給料も厚生年金保険料も下がっていないので、申立期間について給料額相当の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、平成 11 年 2 月 3 日に、申立期間のうち 9 年 10 月から 11 年 1 月までの期間について、さかのぼって 41 万円に減額訂正され、また、同年 11 月 11 日に、申立期間のうち同年 10 月について、41 万円に減額訂正されていることが確認できる上、当該期間において、同社の代表取締役及び他の取締役についても、標準報酬月額が同様にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、元同僚は「申立人は取締役であったが、B 業務が専門であり、経理や社会保険関係の業務とは無縁だった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額を遡^{そきゅう}及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

さらに、社会保険事務所の職員及び A 社の元経理担当社員の証言並びに C 厚生年金基金の資料から、申立期間当時、同社において厚生年金保険料の滞納があり、その処理を巡って上記社会保険事務所職員と同社代表取締役との間で数回にわたって話し合いが行われた状況が確認できることから、申立人の標準報酬月額の減額訂正については、両者の関与により行われたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、平成11年2月3日付け及び同年11月11日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額^{そきゅう}は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要と認められる。

山梨厚生年金 事案 214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月1日から61年1月1日まで

ねんきん特別便によると、加入していたはずの厚生年金保険被保険者記録が見当たらない。夫婦で一緒に加入し、一緒に脱退したことを覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、個人事業主であり、個人事業主は社会保険への加入は制度上認められていないことから、A工場において厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、申立期間について、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無い。

さらに、申立人の国民年金記録をみると、申立人は昭和43年10月に国民年金手帳記号番号の払い出しを受け、44年4月以降、申立期間を含め60歳到達前月の平成5年10月までの保険料を納付していることが確認できることから、申立人又は同居していた親族が、当時、厚生年金保険に加入していないことを認識し、かかる加入手続等を行ったものとするのが自然である。

加えて、申立期間について、国民健康保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 1 日から 61 年 1 月 1 日まで
ねんきん特別便によると、加入していたはずの厚生年金保険被保険者記録が見当たらない。夫婦で一緒に加入し、一緒に脱退したことを覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A工場は、個人事業所として厚生年金保険の適用を受けており、法制度では、事業主と生計を一にする親族は、厚生年金保険の被保険者資格を取得することはできないとされているところ、工場敷地内に住まいを建て、夫婦で住んでいたとする申立人の証言から、申立人は、申立期間において、個人事業主である夫と同居の親族であったことが認められることから、事業主である夫と生計を一にする親族であったことがうかがわれる。

また、申立期間について、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無い。

さらに、申立人の国民年金記録をみると、申立人は昭和 54 年 3 月に国民年金手帳記号番号の払い出しを受け、36 年 4 月から 42 年 11 月までの期間及び 52 年 1 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料について、それぞれ附則第 4 条による特例納付及び過年度納付している上、同年 4 月以降、申立期間を含め 60 歳到達前月の平成 8 年 1 月までの保険料を納付していることが確認できることから、申立人又は同居していた親族が当時、厚生年金保険に加入していないことを認識し、かかる加入手続等を行ったものとするのが自然である。

加えて、申立期間について、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。